

令和5年

東松島市教育委員会3月定例会会議録

東松島市教育委員会

令和5年東松島市教育委員会3月定例会会議録

- 1 招集日時 令和5年3月17日（金） 午後1時30分
- 2 招集場所 東松島市役所 3階 第1委員会室
- 3 出席者 教育長 志小田 美弘 委員 木村 和彦 委員 鹿野 あい子
委員 福田 ゆかり 委員 松岡 勝久
- 4 傍聴者 なし
- 5 説明のため出席した者 教育部長 小山 哲哉
学校教育管理監 村岡 太
教育総務課長 樋熊 利将
教育総務課長補佐 千葉 純一
教育総務課教育総務係長 片岡 真紀子
生涯学習課長 五ノ井 勝浩
- 6 議事日程 配布資料のとおり
- 7 本委員会書記 教育総務課長補佐 千葉 純一
- 8 開 会 午後1時30分
- 9 会議録署名委員の指名
教 育 長 木村委員、福田委員を指名する。
- 10 前回会議録の承認
教 育 長 （委員全員に諮って）承認する。
- 11 報 告
 - (1) 教育行政報告
教 育 部 長 （教育行政報告一覧表等に基づき説明）
（ 質 疑 ） （質疑なし）
 - (2) 事務局報告事項
教育総務課長 3月7日、市議会当初予算審査があり、教育支援センターの現地調査を受けた。
3月10日、教育支援センター改修工事が完成し、4月1日から供用開始できる。
2月17日、いじめ問題対策連絡協議会を開催した。
2月14日、学校給食事務担当者説明会を開催した。
令和5年度第1回東松島市議会定例会一般質問答弁要旨及び会派代表質問答弁要旨については、本日配布した資料のとおりとなっているので後ほどご覧いただきたい。
生涯学習課長 2月17日、すこやか学級の閉校式をコミセンで行った。
同日、市子連育成指導者研修会も開催した。
2月25日、石巻地区社会教育委員・社会教育関係職員連絡協議会研修会が女川町で開催された。
2月27日、社会教育委員の会議を開催した。
3月11日、コバルトレー女川の選手、監督が復興記念公園で献花を行った。

3月18日、スポーツ功労者表彰式を行う。
2月17日、特別名勝松島保存管理委員会を開催した。
2月24日、文化財保護審議会を開催した。
2月22日、図書館主催による「米袋でエコバッグ作り」を開催した。

(質 疑) (質 疑 な し)

12 議 事

報告第1号 東松島市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
教育総務課長 令和3年12月20日に制定した東松島市学校給食費の管理に関する条例施行規則について、子育て世帯の生活支援を実施するため、学校給食費を改定する必要がある、所要の改正を行うこととしたので報告するものである。
(報告第1号関係資料に基づき説明)

(質 疑) (質 疑 な し)

承認第5号 専決処分した事件（令和4年度一般会計補正予算（第12号）（教育委員会事務に係る部分））の承認について
教育総務課長 専決処分した事件（令和4年度一般会計補正予算（第12号）（教育委員会事務に係る部分））の承認について御説明申し上げる。本件は、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見を求められたが、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、異議のない旨専決処分したので報告し承認を求めるものである。
(承認第5号関係資料に基づき説明)

生涯学習課長 (承認第5号関係資料に基づき説明)

(質 疑) (質 疑 な し)

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

議案第4号 東松島市教育支援センター条例施行規則について

議案第5号 東松島市教育支援センター設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令について

議案第6号 東松島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

議案第7号 東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第8号 東松島市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について

議案第9号 東松島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

教 育 長 議案第4号東松島市教育支援センター条例施行規則について、議案第5号東松島市教育支援センター設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令について、議案第6号東松島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、議案第7号東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、議案第8号東松島市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について、議案第9号東松島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令については関連があるので一括した議題とする。

教育総務課長 東松島市教育支援センター条例施行規則について御説明申し上げます。本件は、東松島市教育支援センター条例の施行に関し必要な事項を定めるものである。次に、東松島市教育支

援センター設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令について御説明申し上げます。本件は、東松島市教育支援センターの設置に伴い、関係する訓令について一括して所要の改正を行うものである。次に、東松島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。本件は、東松島市教育支援センターの敷地の内、庭園、土蔵（木造建物と隣接するものを除く。）、石蔵、広場、駐車場の管理運営に関する事務の補助執行については、総務部職員が行うため、所要の改正を行うものである。次に、東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。本件は、部長及び課長に任命するための経験と能力を有している職員を行政組織上の管理職として位置付けていない「室」や「プロジェクト」の責任者等に登用する等、組織マネジメント力の強化による事業成果の向上を図ることを目的に、部長に相当する職として「参事」、課長に相当する職として「副参事」の職名を加え、併せて「付課長」を削るものである。また、宮城県の補助事業を活用し運営してきた「東松島市子ども心のケアハウス」に代わり、新たに「東松島市教育支援センター」を整備するため、所要の改正を行うものである。次に、東松島市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。本件は、部長及び課長に任命するための経験と能力を有している職員を行政組織上の管理職として位置付けていない「室」や「プロジェクト」の責任者等に登用する等、組織マネジメント力の強化による事業成果の向上を図ることを目的に、部長に相当する職として「参事」、課長に相当する職として「副参事」の職名を加え、併せて「付課長」の職を削るものである。次に、東松島市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。本件は、部長及び課長に任命するための経験と能力を有している職員を行政組織上の管理職として位置付けていない「室」や「プロジェクト」の責任者等に登用する等、組織マネジメント力の強化による事業成果の向上を図ることを目的に、部長に相当する職として「参事」、課長に相当する職として「副参事」の職名を加え、併せて「付課長」の職を削ることから、所要の改正を行うものである。

（議案第4～9号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ） （ 質 疑 な し ）

教 育 長 （委員全員に諮って）承認可決する。

議案第10号 東松島市特別名勝松島グランドデザインプロジェクトチーム設置要綱の一部を改正する訓令について

生涯学習課長 東松島市特別名勝松島グランドデザインプロジェクトチーム設置要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。本件は、令和5年4月1日付で行われる東松島市行政組織の再編に伴い、当該要綱中の職名に変更が生じることから、所要の改正を行うものである。

（議案第10号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ） （ 質 疑 な し ）

教 育 長 （委員全員に諮って）承認可決する。

議案第11号 東松島市教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則について

議案第12号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

議案第13号 東松島市学校事務の共同実施に関する要綱の一部を改正する訓令について

教 育 長 議案第 1 1 号東松島市教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則について、議案第 1 2 号教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、議案第 1 3 号東松島市学校事務の共同実施に関する要綱の一部を改正する訓令については関連があるので一括した議題とする。

教育総務課長 東松島市教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則について、御説明申し上げます。本件は、個人情報保護に関する法律が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、新たに東松島市個人情報保護に関する法律施行条例が制定された。それに伴い、教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報保護に関する法律、個人情報保護に関する法律施行令、東松島市個人情報保護に関する法律施行条例を施行するために必要な事項を定めるため、本細則を制定するものである。次に、教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。本件は、個人情報保護に関する法律が改正されることに併せて、広く一般的な文言に改正を行うものである。最後に、東松島市学校事務の共同実施に関する要綱の一部を改正する訓令について、御説明申し上げます。本件は、令和 3 年 5 月 1 9 日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、個人情報保護に関する法律が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から施行される。改正後の個人情報保護に関する法律が施行されると、個人情報保護制度は、各自治体の条例による運用から法律による全国共通ルールとしての運用に移行するため、現行の東松島市個人情報保護条例が廃止になることから、関係する訓令の改正を行うものである。

(議案第 1 1 号関係資料に基づき説明)

(議案第 1 2 号関係資料に基づき説明)

(議案第 1 3 号関係資料に基づき説明)

(質 疑) (質疑なし)

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

議案第 1 4 号 東松島市被災地学生支援特別奨学生の候補者選考基準に関する要綱を廃止する訓令について

教育総務課長 東松島市被災地学生支援特別奨学生の候補者選考基準に関する要綱を廃止する訓令について、御説明申し上げます。本件は、東松島市と大東文化大学との地域連携基本協定に基づき実施する被災地学生支援特別奨学生制度について、大学全体として奨学金制度の見直しが行われ、全国の学生を対象とした奨学金制度へ一本化が図られたことに伴い、東松島市出身の学生を対象として運用されてきた被災地学生支援特別奨学生制度が廃止されたことを受け、当該制度の選考基準について廃止するものである。

(議案第 1 4 号関係資料に基づき説明)

(質 疑) (質疑なし)

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

議案第 1 5 号 東松島市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 1 6 号 東松島市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 1 7 号 東松島市奨学生選考委員会委員の委嘱について

教 育 長 議案第 1 5 号東松島市スポーツ推進委員の委嘱について、議案第 1 6 号東松島市文化財保護審議会委員の委嘱について、議案第 1 7 号東松島市奨学生選考委員会委員の委嘱については関連があるので一括した議題とし、人事に関する案件につき、秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については、秘密会とする。

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

議案第18号 職員の人事について

教 育 長 議案第18号職員の人事については、人事に関する案件につき、秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については、秘密会とする。

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

13 閉 会 午後2時22分

令和5年4月19日

署名委員

署名委員